

14 公務

列コード	行コード	部門名称
8111-01	8111-011	公務(中央)★★

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) おおむね日本標準産業分類の中分類 95「国家公務」の活動であり、中央政府の一般会計及び特別会計並びに政府関係機関のうち、政府サービス生産者として分類される中央政府関係の政府サービス生産者から「準公務」に格付けされる各部門を除いたものを範囲とする。

(品目例示) 「平成 17 年(2005 年)産業連関表における中央政府、地方政府、特殊法人及び独立行政法人等の扱い」の「公務」の項を参照。

(注意点) 自衛隊の活動も本活動に含まれる。

(対応する ISIC) 7511 一般会計(全体)公務

列コード	行コード	部門名称
8112-01	8112-011	公務(地方)★★

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) おおむね日本標準産業分類の中分類 96「地方公務」の活動であり、普通地方公共団体及び特別地方公共団体のうち、政府サービス生産者として分類される地方政府関係の政府サービス生産者から「準公務」に格付けされる各部門を除いたものを範囲とする。

(品目例示) 「平成 17 年(2005 年)産業連関表における中央政府、地方政府、特殊法人及び独立行政法人等の扱い」の「公務」の項を参照。

(対応する ISIC) 7511 一般会計(全体)公務

15 教育・研究

列コード	行コード	部門名称
8211-01	8211-011	学校教育(国公立)★★

(担当府省庁) 文部科学省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 761「小学校」、762「中学校」、763「高等学校、中等教育学校」、764「高等教育機関」、765「特殊教育諸学校」、766「幼稚園」、767「専修学校、各種学校」のうち、国立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、地方公共団体及び公立大

学法人が設置する学校の活動を範囲とする。

(品目例示) 小学校、中学校、高等学校、大学、短期大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園、専修学校、各種学校

(平成 12 年表からの変更点)

平成 12 年表において本部門に含まれていた放送大学学園の活動を分割し、「8211-02、-021 学校教育(私立)」に統合。

(注意点) 学校に附属する図書館は本部門に含むが、学校に附属する病院及び研究機関はそれぞれ「医療」、「研究機関」に分類する。

(対応する ISIC) 8010 初等教育

8021 一般中等教育

8022 専門・職業中等教育

8030 高等教育

8090 成人及びその他の教育

列コード	行コード	部門名称
8211-02	8211-021	学校教育(私立)★

(担当府省庁) 文部科学省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 761「小学校」、762「中学校」、763「高等学校、中等教育学校」、764「高等教育機関」、765「特殊教育諸学校」、766「幼稚園」、767「専修学校、各種学校」のうち、国立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、地方公共団体及び公立大学法人以外の者が設置する学校の活動を範囲とする。

(品目例示) 小学校、中学校、高等学校、大学、短期大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園、専修学校、各種学校

(平成 12 年表からの変更点)

平成 12 年表において「8211-01、-011 学校教育(国公立)」に含まれていた放送大学学園の活動を本部門に統合。

(注意点) 学校に附属する図書館は本部門に含むが、学校に附属する病院及び研究機関はそれぞれ「医療」、「研究機関」に分類する。

(対応する ISIC) 8010 初等教育

8021 一般中等教育

8022 専門・職業中等教育

8030 高等教育

8090 成人及びその他の教育

列コード	行コード	部門名称
8213-01	8213-011	社会教育(国公立)★★

(担当府省庁) 文部科学省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類771「社会教育」のうち、国・地方公共団体及び独立行政法人が設置する社会教育施設の活動を範囲とする。具体的には、学校の教育課程として行われる教育活動外の組織的な教育活動である。

(品目例示) 公民館、図書館、博物館、美術館、動物園、植物園、水族館、青少年教育施設(青年の家、少年自然の家等)、社会通信教育、女性教育会館等

(対応する ISIC) 8090 成人及びその他の教育

- 9231 図書館及び公文書館サービス業
- 9232 博物館及び史跡・歴史的建築物の保護
- 9233 植物園・動物園及び自然保護活動

列コード	行コード	部門名称
8213-02	8213-021	社会教育(非営利)★

(担当府省庁) 文部科学省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類771「社会教育」のうち、国・地方公共団体及び独立行政法人以外の者が設置する社会教育施設の活動を範囲とする。具体的には、学校の教育課程として行われる教育活動外の組織的な教育活動である。

(品目例示) 公民館、図書館、博物館、美術館、動物園、植物園、水族館、青少年教育施設(青年の家、少年自然の家等)、社会通信教育、女性教育会館等

(対応する ISIC) 8090 成人及びその他の教育

- 9231 図書館及び公文書館サービス業
- 9232 博物館及び史跡・歴史的建築物の保護
- 9233 植物園・動物園及び自然保護活動

列コード	行コード	部門名称
8213-03	8213-031	その他の教育訓練機関(国公立)★★

(担当府省庁) 文部科学省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類7721「職員教育施設・支援業」のうち、国・地方公共団体

及び独立行政法人が設置する職員訓練施設並びに7722「職業訓練施設」の活動を範囲とする。

(品目例示) 航空保安大学校、防衛大学校、警察大学校、自治大学校、気象大学校、消防学校、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人航海訓練所等

(対応する ISIC) 8090 成人及びその他の教育

列コード	行コード	部門名称
8213-04	8213-041	その他の教育訓練機関(産業)

(担当府省庁) 文部科学省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類7721「職員教育施設・支援業」のうち、国・地方公共団体及び独立行政法人以外の者が設置する職員訓練施設並びに7799「他に分類されない教育、学習支援業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 社員教育受託業、歯科衛生士養成所(専修学校、各種学校でないもの)、日本電信電話(株)研修センター、料理学校(専修学校、各種学校でないもの)、洋裁学校(専修学校、各種学校でないもの)、自動車教習所(専修学校、各種学校でないもの)等

(対応する ISIC) 8090 成人及びその他の教育

列コード	行コード	部門名称
8221-01	8221-011	自然科学研究機関(国公立)★★

(担当府省庁) 文部科学省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類811「自然科学研究所」の活動のうち、国・地方公共団体の研究機関及び独立行政法人が設置する研究機関が行う自然科学に関する実験、試験、研究等の活動を範囲とする。

(品目例示) 独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人医薬基盤研究所、理学研究所、工学研究所、農学研究所、医学・薬学研究所等

(注 意 点) 国公立学校に附属して設置されている研究機関の活動は、本部門に含める。

(対応する ISIC) 7310 自然科学研究・開発業

列コード	行コード	部門名称
8221-02	8221-021	人文科学研究機関(国公立)★★

(担当府省庁) 文部科学省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 812「人文・社会科学研究所」の活動のうち、国・地方公共団体の研究機関及び独立行政法人が設置する研究機関が行う人文科学に関する実験、試験、研究等の活動を範囲とする。

(品目例示) 国立教育政策研究所、独立行政法人国立国語研究所、国立社会保障・人口問題研究所、独立行政法人労働政策研究・研修機構等

(注 意 点) 国公立学校に附属して設置されている研究機関の活動は、本部門に含める。

(対応する ISIC) 7320 社会・人文科学研究・開発業

列コード	行コード	部門名称
8221-03	8221-031	自然科学研究機関(非営利)★

(担当府省庁) 文部科学省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 811「自然科学研究所」の活動のうち、私立学校に附属して設置されている研究機関などの非営利の民間法人が設置する研究機関が行う自然科学に関する実験、試験、研究等の活動を範囲とする。

(品目例示) 理学研究所、工学研究所、農学研究所、医学・薬学研究所等

(対応する ISIC) 7310 自然科学研究・開発業

列コード	行コード	部門名称
8221-04	8221-041	人文科学研究機関(非営利)★

(担当府省庁) 文部科学省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 812「人文・社会科学研究所」の活動のうち、私立学校に附属して設置されている研究機関などの非営利の民間法人が設置する研究機関が行う人文科学に関する実験、試験、研究等の活動を範囲とする。

(品目例示) 東洋文化研究所、社会科学研究所等

(対応する ISIC) 7320 社会・人文科学研究・開発業

列コード	行コード	部門名称
8221-05	8221-051	自然科学研究機関(産業)

(担当府省庁) 文部科学省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 811「自然科学研究所」の活動のうち、下記①、②を除く機関の自然科学に関する実験、試験、研究等

を範囲とする。

① 国・地方公共団体の研究機関及び独立行政法人が設置する研究機関(国公立学校に附属して設置されている研究機関を含む。)

② 私立学校に附属して設置されている研究機関などの非営利の民間法人が設置する研究

(品目例示) 理学研究所、工学研究所、農学研究所、医学・薬学研究所等

(対応する ISIC) 7310 自然科学研究・開発業

列コード	行コード	部門名称
8221-06	8221-061	人文科学研究機関(産業)

(担当府省庁) 文部科学省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 812「人文・社会科学研究所」の活動のうち、下記①、②を除く機関の人文科学に関する調査、研究等を範囲とする。

① 国・地方公共団体の研究機関及び独立行政法人が設置する研究機関(国公立学校に附属して設置されている研究機関を含む。)

② 私立学校に附属して設置されている研究機関などの非営利の民間法人が設置する研究機関

(品目例示) 人文科学研究所、社会科学研究所等

(対応する ISIC) 7320 社会・人文科学研究・開発業

列コード	行コード	部門名称
8222-01	8222-011	企業内研究開発

(担当府省庁) 文部科学省

(定義・範囲) 企業が、事物・機能・現象などについて新しい知識を得るために、あるいは、既存の知識の新しい活用の道を開くために行う創造的な努力及び探求の活動を範囲とする。
なお、企業が製品(商品)の生産・製造工程などに関する開発や技術的改善を図るために行う研究開発の活動も含む。

(品目例示) ① 企業の研究所・研究部などで行われる本来的な活動研究に必要な思索、考案、情報・資料の収集、試作、実験、検査、分析、報告などをいう。したがって研究の実施に必要な機械、器具、装置などの工作、動植物の育成、文献調査などの活

動を含む。

- ② 企業の研究所以外、例えば、生産現場である工場などでは、上記(1)の活動及びパイロットプラント、プロトタイプモデルの設計・製作及びそれによる試験の活動

(注 意 点) 科学技術研究調査(指定統計第 61 号)の「企業等」の研究活動のうち、特殊法人・独立行政法人及び学術研究機関の行う活動を除いたものを範囲とする。

16 医療・保健・社会保障・介護

列コード	行コード	部門名称
8311-01	8311-011	医療(国公立)

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類 73「医療業」のうち、国、地方公共団体、独立行政法人、国民健康保険(市町村)等の社会保険事業団体(国公立)による活動を範囲とする。介護保険によるサービスは「介護(居宅)」、「介護(施設)」に含まれる。

(品目例示) 病院、一般診療所、歯科診療所、看護業

- (注 意 点) ① 国立大学法人、地方公共団体及び公立大学法人が設置する学校に付属する病院は、本部門に含まれる。
- ② 社会保険事業団体(国公立)の範囲については「8313-01、-011 社会保険事業(国公立)★★」を参照。
- ③ 93SNAへの対応として、平成7年表において、活動主体分類を「政府サービス生産者」から「産業」に変更し、それに伴い名称の「8311-01、-011 医療(国公立)★★」から「★★」を除いた。また、「消費概念の2元化」への対応として、従来家計が帰属的に消費支出する扱いとしていた政府及び医療保険の医療給付分等を、政府の消費支出へ移した。
- ④ 平成12年表から、介護保険適用の居宅サービスは、「8314-01、-011 介護(居宅)」に含まれる。
- ⑤ 平成12年表から、介護保険適用の施設サービス(介護老人保健施設、介護療養型医療施設(病院・一般診療所の介護保険適用の療養病床等))は、「8314-02、-021 介護(施設)」に含まれる。

(対応する ISIC) 8511 病院事業

8512 医療業及び歯科医療業

8519 その他の保健衛生事業

列コード	行コード	部門名称
8311-02	8311-021	医療(公益法人等)

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類 73「医療業」のうち、日本赤十字社、厚生(医療)農業協同組合連合会、公益法人(社団法人、財団法人)、共済組合及びその連合会等の社会保険事業団体(非営利)、社会福祉法人等民間非営利団体による活動を範囲とする。介護保険によるサービスは「介護(居宅)」、「介護(施設)」に含まれる。

(品目例示) 「8311-01、-011 医療(国公立)」と同じ。

- (注 意 点) ① 国立大学法人、地方公共団体及び公立大学法人以外の者が設置する学校に付属する病院は、本部門に含まれる。
- ② 社会保険事業団体(非営利)の範囲については、「8313-02、-021 社会保険事業(非営利)★」を参照。
- ③ 平成7年表において、活動主体分類を「対家計民間非営利サービス生産者」から「産業」に変更し、それに伴い名称も「8311-02、-021 医療(非営利)★」から「医療(公益法人等)」に変更した。また、「消費概念の2元化」への対応として、従来家計が帰属的に消費支出する扱いとしていた政府及び医療保険の医療給付分等を、政府の消費支出へ移した。
- ④ 平成12年表から、介護保険適用の居宅サービスは、「8314-01、-011 介護(居宅)」に含まれる。
- ⑤ 平成12年表から、介護保険適用の施設サービス(介護老人保健施設、介護療養型医療施設(病院・一般診療所の介護保険適用の療養病床等))は、「8314-02、-021 介護(施設)」に含まれる。

(対応する ISIC) 8511 病院事業

8512 医療業及び歯科医療業

8519 その他の保健衛生事業